

動物の遺棄、  
動物への虐待は、

# 犯罪です!

※動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、罰則が強化されます。

## 殺傷は

2年以下の懲役  
または200万円以下の罰金

改正後

5年以下の懲役  
または500万円以下の罰金



町内でもテーピングや結束  
バンドで猫の首や足が縛ら  
れる事件が発生しています

## 遺棄・虐待は

100万円以下の罰金

改正後

1年以下の懲役  
または100万円以下の罰金

動物は責任を持って  
最後まで飼いましょう!



太良町役場 環境水道課 67-0792